

# 「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーン等の実施に係る業務 仕様書

## 第1章 総則

### 1 業務の名称

「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーンの実施に係る業務

### 2 業務目的

地元で採れた農産物を地元で消費する地産地消には、「新鮮」、「安全・安心」、「生産者の顔が見える」、「地元の農業を応援できる」等の効果が期待できることから、地産地消の拡大に向け、うつのみや地産地消推進店※（以下、「推進店」という。）を活用し、推進店の認知度向上及び宇都宮産農産物の消費拡大のためのキャンペーン等を実施する。

※推進店数（令和6年度5月末現在）174店舗

内訳 直売所 12, 小売店 79, 食品加工事業者 2, 飲食店 77, 宿泊施設 4

### 3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

## 第2章 共通仕様

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の遂行上必要と思われる事項については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。

### 2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

### 3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり、技術的監理を行うものとし、常に発注者との連絡を密にし、十分な協議の下で業務の円滑な遂行を図るものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。

## 6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、発注者の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

## 7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 発注者が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。市内業者に発注するときは、業務の内容、見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数、賃金額等を企画提案内容に記入すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (4) 発注者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 8 地域経済貢献

受託者が市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、業務の一部を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や宇都宮市内業者育成の観点から、できる限り宇都宮市内に本店を有する市内業者から選定するよう努めるものとする。

## 9 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく発注者に報告するものとする。

## 10 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面を持って発注者へ報告するものとする。

## 11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
  - ・ 業務工程表
  - ・ 業務主任担当者届
  - ・ 課税事業者届
- (2) 業務完了時
  - ・ 業務完了届
  - ・ 成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

## 1.2 打合せ

打合せは、原則対面とし、業務着手時、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

## 1.3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の合格を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

## 1.4 成果物の納品

本業務の成果物は、第3章特記仕様によるものとする。

## 1.5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料、データ等については、可能な限り最新のものを使用し、出典、年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft Word2016、Excel2016 又はこれらと互換性のあるものを使用すること。
- (3) 当委託事業における経緯、資料等は、すべて明確にしておかなくてはならない。
- (4) 発注者は、必要があると認める時は受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### 第3章 特記仕様

本業務の内容は、次のとおりとする。下記を踏まえ、企画立案及び運営を行うこと。

本業務の遂行に当たっては、受託者は常に発注者と密接な連携を図り、効率的進行に努めなければならない。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

#### 1 推進店を活用したキャンペーンの実施

##### (1) 事業名（共通事項）

キャンペーン名称は、「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン（以下「キャンペーン」という。））」とする。

##### (2) 実施内容（共通事項）

- ・ 参加店舗は、推進店の「農産物直売所」「小売店」「食品加工事業所」「飲食店」「宿泊施設」のうち、参加を希望する店舗とする。
- ・ キャンペーンは、消費者が宇都宮産農産物を認識しやすい環境を整えるとともに、プレゼント企画を行うことで、消費者の宇都宮産農産物の購買意欲の増大や消費拡大を図るものとする。
- ・ 「農産物直売所・小売店・食品加工事業所（以下「小売店等」という。）」でのキャンペーン内容については、以下P 4, (5)によるものとする。
- ・ 「飲食店・宿泊施設（以下「飲食店等」という。）」でのキャンペーン内容については、以下P 5, (6)によるものとする。

##### (3) 実施期間（共通事項）

令和6年10月1日から最低2か月以上実施することとし、実施期間については提案し、実施すること。

##### (4) 参加店舗数（共通事項）

90店舗以上を目標とする。

※ 小売店等 50店舗以上、飲食店等 40店舗以上を目標とする。

##### (5) 「小売店等」でのキャンペーン内容

- ・ 小売店等でのキャンペーン内容は、消費者がシール等の付いた宇都宮産農産物※1を購入し、シールを集めて応募できるプレゼント企画※2とすること。
  - ・ 応募条件等は、発注者と協議の上決定すること。
- ※1 貼付対象品目は、宇都宮産（JAうつのみやも含む）の野菜・果物・花き・米・牛肉・豚肉・卵など。

貼付シールは野菜・果物はピンクシール，花き・米・牛肉・豚肉・卵はブルーシール。

※2 原則1商品に対して1シールを貼付するが，牛肉のような高額商品は別途協議を行う。

- ・ 実施にあたっては，参加店舗と調整の上，消費者が宇都宮産農産物を認識しやすい売場環境を整えること。
- ・ シール貼付作業は，原則，参加店舗に依頼すること。

#### (6) 「飲食店等」でのキャンペーン内容

- ・ 飲食店等でのキャンペーン内容は，「地産地消メニュー」を注文し飲食（テイクアウト・デリバリーも含む）した消費者へポイント等を付与し，ポイント等を集めて応募できるプレゼント企画とすること。
- ・ 応募条件等は，発注者と協議の上，決定すること。
- ・ 実施にあたっては，参加店舗と調整の上，消費者が宇都宮産農産物を使用している「地産地消メニュー」を認識できる環境を整えること。
- ・ ポイント等の付与の方法は，スタンプ方式やシールを貼付する方式など参加店舗の協力を得やすい方法とし，資材等の必要枚数等を含め提案し，実施すること。

#### (7) キャンペーン開始までの準備業務（共通事項）

##### ア キャンペーンの参加募集

推進店が本事業に参加することのメリットが伝わる内容を記載した資料を作成した上で，発注者が提供する推進店リストをもとに，キャンペーンへの参加募集を行うこと。

##### イ 事前説明の実施

参加店舗に対しては，地産地消を推進する意義を理解し主体的にキャンペーンに協力してもらうとともに，開始後のトラブルを未然に防ぐため本事業の趣旨や協力内容などについて事前に説明等を行い，キャンペーンが円滑に実施できるようにすること。

##### ウ 資材の作成

###### ① 応募に関する資材の作成

- ・ 応募用紙については，「小売店等」と「飲食店等」共通の規格とすること。
- ・ 下表資材は必ず作成し，その他，キャンペーンの効果的な実施に必要な資材があれば積極的に提案し，作成すること。
- ・ なお，各資材の必要数は実際の参加店舗の数により変動があるものとする。
- ・ 作成資材は，発注者と協議の上，決定することとする。

### i 「小売店等」キャンペーン専用資材

種類	規格
表示シール (ピンク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン(※1)</li> <li>・色：1色カラー</li> <li>・サイズ：20mm×20mm程度</li> <li>・紙質：防水加工，再剥離タイプ，表面ラミネート加工</li> <li>・仕上げ：30枚1シート</li> <li>・その他注意点(※2)</li> <li>・枚数：800，000枚</li> </ul>
表示シール (ブルー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン(※1)</li> <li>・色：1色カラー</li> <li>・サイズ：20mm×20mm程度</li> <li>・紙質：防水加工，再剥離タイプ，表面ラミネート加工</li> <li>・仕上げ：30枚1シート</li> <li>・その他注意点(※2)</li> <li>・枚数：20，000枚</li> </ul>
応募券回収に係る 資材 ※必要であれば作成	<p>【例】応募券回収箱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン(※1)</li> <li>・投入口：箱上部1箇所</li> <li>・色：フルカラーラッピング</li> <li>・材質：アクリル(厚さ3mm程度)</li> <li>・数量：10個程度 ※在庫が不足した際に作成</li> <li>・備考：投入口から中が見えない鍵付のものであること。</li> </ul>
店舗掲出資材	幅広い世代にキャンペーンを訴求するためのPR資材の作成(P8(9))

### ii 「飲食店等」キャンペーン専用資材

種類	規格
シールなど「ポイント付与」に必要な資材	<p>【例】表示シール(イエロー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン(※1)</li> <li>・色：1色カラー</li> <li>・サイズ：20mm×20mm程度</li> <li>・紙質：防水加工，再剥離タイプ，表面ラミネート加工</li> <li>・仕上げ：30枚1シート</li> <li>・その他注意点(※2)</li> </ul>

### iii 「小売店等」及び「飲食店等」の共通資材

種類	規格
応募用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン(※1)</li> <li>・色：フルカラー</li> <li>・サイズ：郵送や回収箱投函に対応できる大きさ</li> <li>・枚数：80，000枚</li> </ul>

※1 別紙デザインを基本とし，発注者と協議の上決定すること。決定後，受託者には別紙データをPDFにて提供する。

※2 シールはビニール包装のほか，農産物そのものに貼付されること，また，対象商品から剥離後，応募用紙へ貼付されること，屋外で使用されることを想定

### ② キャンペーンの周知に必要な資材の作成

- ・幅広い年代でのキャンペーンへの参加が期待できる効果的な資材を提案し，作成すること。なお，周知に係る資材は，ポスターやチラシ，のぼり旗，卓上POPなど自由提案とする。

- ・ 資材の作成数については、参加店舗数に応じて柔軟に対応できるようにすること。
- ・ 作成資材は、発注者と協議の上、決定することとする。

## エ 資材の納品・設置・配布

### ① 資材の納品

- ・ 制作した資材及び発注者が保管している資材については、参加店舗と必要な量を調整の上、キャンペーン開始前に参加店舗へ搬入を行うこと。
- ・ キャンペーン期間中に、参加店舗側で資材が不足した場合には、その都度速やかに搬入を行うこと。
- ・ 原則、本事業実施中は、速やかな資材搬入のため、資材を受注者が保管すること。ただし、発注者と協議の上、一部資材を発注者に納品すること。
- ・ 参加店舗に資材を納品する際は、参加店舗担当者に対し、資材の設置方法等についての説明を行い、キャンペーンの周知徹底を依頼すること。
- ・ キャンペーン終了後は、使用した資材を回収し、全ての資材の在庫数を確認した上で、発注者に返却すること。なお、資材の搬入先・時期については別途指示する。

### ② 参加店舗内での資材配置

#### i 応募券回収箱

- ・ 個人情報が入った応募券が投函されるため、店舗スタッフ等が常に確認することができるサービスカウンターやレジ等の近辺に設置すること。
- ・ 設置の際は、消費者が一目でキャンペーンの応募券回収箱と判断できるよう、設置方法、装飾方法等を工夫すること。

#### ii 応募券

- ・ 応募券は、できる限り宇都宮農産物の売り場や応募券回収箱など消費者の目につく場所に設置してもらえよう参加店舗に協力を依頼すること。

## オ 応募券の回収

- ・ 応募券の回収方法については、可能な限り応募者に金銭的な負担のない方法とすること。
- ・ その上で、効率的な回収方法を提案し、実施すること。応募券の回収に要する費用は、業務委託料に含まれるものとする。
- ・ なお、応募券の回収方法を郵送等とする場合は、P 7、エ② i の応募券回収箱の設置（作成含む）を省略することを可能とする。

## カ その他

本仕様書で作成する資材とは別に発注者が保管している在庫（**表1**のとおり）に

についても活用すること。

表1 発注者が保管している資材

種類	保管数
表示シール（ピンク）	47万6,370枚
表示シール（ブルー）	3万6,990枚
応募用紙回収箱	計50個（内訳：（大）4個（中）2個（小）44個）
のぼり旗	25枚

#### (8) 推進店の新規開拓（共通事項）

- ・ 発注者が提供する推進店以外の店舗に、推進店への加入を前提にキャンペーンに参加してもらうよう新規店舗の開拓に努めること。
- ・ また、新規開拓にあたっては、地産地消や推進店加入のメリット等も伝えるように努めること。
- ・ なお、新規開拓目標店舗数について、具体的な数値を示すこと。

#### (9) 幅広い世代へのPRの実施

- ・ 幅広い世代の市民にキャンペーン参加を訴求するためPR方法を提案し、実施すること。
- ・ また、キャンペーンを契機に宇都宮産農産物の消費拡大につながるPR方法を提案し、実施すること。

#### 【例】

- ・ 地産地消における市民の役割をストーリー仕立てで理解でき、宇都宮農産物の購入の機運を高めるPR資材の作成
- ・ 購入した農産物を使用し調理することができるメニューなど、「食べるコト」を具体的にイメージできるPR資材を作成、売り場への掲出
- ・ 運動会や行楽シーズンに向けたお弁当など子育て世代などが日常的に連想できる行事をコンセプトとしたPR資材（レシピ等） など

#### (10) プレゼントの発送（共通事項）

- ・ 必要数のプレゼントの発注及び当選者宛て発送を行うこと。プレゼントに掛かる費用は、送料などもすべて業務委託料に含まれるものとする。
- ・ プレゼントの内容については、幅広い世代の市民にキャンペーン参加を訴求する内容とし、自由提案とする。「お買い物券」のようにキャンペーン後にも来店・購入に繋がるものやブランド農産物などの宇都宮市産農産物等を含めること。
- ・ ただし、当選者数が400名以上となるよう、当選者数及びプレゼントの設定を行うこと。



- ・ なお、プレゼントの具体的な内容は、発注者と協議の上、決定することとする。

**【例】** 10,000円相当（宇都宮牛）  
 3,500円相当（いちご4パック）  
 3,000円相当（米 5kg）  
 500円相当（ブリッツェン米 300g）  
 500円相当（推進店で使える商品券）  
 発注者が提供した地産地消推進ノベルティ ※必要に応じて提供可

## 2 SNS等を活用したWキャンペーン等の実施

- ・ キャンペーン及び参加店舗の認知度拡大を目的に、SNS等を活用したWキャンペーンを実施すること。（例：ハッシュタグキャンペーン等）
- ・ 実施にあたっては、キャンペーンに参加することが参加店舗にとってプラスとなる方法を提案し、実施すること。
- ・ 賞品は、P8(10)の400名分から割り当てること。
- ・ なお、最終的な内容等については発注者と協議の上、決定することとする。

## 3 市内イベントの開催

以下のとおり市内イベントを開催すること。開催に係る費用は、業務委託料に含まれるものとする。なお、最終的な内容等については発注者と協議の上、決定することとする。

※ 場所は発注者が予約済み。会場利用料は発注者負担とする。

- ①場 所 JR宇都宮駅東口交流広場 2階
- ②期 間 令和6年10月6日（日） 時間未定
- ③目 的 キャンペーンの参加者を増やすため、キャンペーンの認知度拡大と宇都宮産農産物の魅力や推進店を知る機会として、多くの市民が参加できるイベントを開催する。
- ④業務内容 キャンペーンと本イベントを連動させるイベントの企画、出展者の確保（一部発注者から出展者候補者の情報提供を行う）、出展者との調整、必要備品の準備、当日の運営などイベント開催に係るすべての業務を行うこと。
- ⑤条 件
  - ・ 出展ブースは、9ブース以上設けること。
  - ・ 出展者は、発注者が提供するアグリネットワーク会員（農業者や商工業者）や地産地消推進店を中心に選定すること。

（参考）同日開催の食育フェアについて

- ・ テーマに関連性があり約1.8万人の来客実績のある「食育フェア」が同日・同会場（JR宇都宮駅東口交流広場1階やライトキューブ宇都宮内）で開催

#### 4 広告宣伝

- ・ キャンペーン及びWキャンペーン，推進店を広く周知するため，メディアや紙媒体，ウェブサイト，SNSなど多様かつ効果的な手法を用い，幅広い年代の参加促進に繋がる効果的な広告宣伝を提案し，実施すること。
- ・ なお，発注者運営の「農業王国うつのみや」Instagramでの，参加店舗取材，情報発信については，実施すること。

#### 5 効果測定について

- ・ キャンペーンを通じた，推進店の認知度向上や宇都宮産農産物の消費拡大の効果が分かるよう分析すること。
- ・ 分析方法は，消費者及び参加店舗に対してのアンケート調査とし，詳細な内容は，発注者と協議の上，決定すること。

##### (1) 消費者を対象としたアンケートの実施

- ・ キャンペーンの効果測定のため，消費者アンケートを実施すること。アンケートを応募条件とするなど，必ず回答してもらえらる方式とすること。
- ・ アンケートの集計結果は，キャンペーン終了後，速やかに取りまとめを行い，発注者及び参加店舗等に対し報告すること。

**【参考】** 令和5年度アンケートの実施内容（回収数：10,831 枚 ※紙での応募）

○上記報告にあたっては，消費者アンケートの集計方法を以下のとおりとする。

- ①住所：市内，市外，県外の区分で振り分け，市外及び県外については，各市町村名，各都道府県（例：東京都：〇〇件，神奈川県：〇〇件等）ごとに集計すること。
- ②氏名
- ③性別
- ④電話番号
- ⑤年齢：10歳区切りの世代別（例：10～19歳：〇〇件，20～29歳：〇〇件・・・）で振り分ける
- ⑥希望の賞品
- ⑦利用店舗
- ⑧アンケート各項目の集計及びグラフ化  
※アンケート項目に適したグラフを適宜選択すること。
- ⑨自由記載欄の書き出し
- ⑩各属性とアンケート項目のクロス集計（例：性別，年代別の集計）

##### (2) 参加店舗を対象としたアンケートの実施

- ・ キャンペーンの効果測定のため，参加店舗アンケートを実施すること。
- ・ キャンペーン及びフェア期間終了後は各店舗から速やかにアンケートを回収し，結果を集計し，発注者に報告すること。

### (3) その他

- ・ 各アンケートの報告書の提出期限は、キャンペーン終了後、1か月以内を目安とする。
- ・ キャンペーンにおける消費者及び参加店舗アンケートは、集計を行うとともに、集計結果をふまえ、現状や課題等を分析すること。

## 6 成果物の納品

以下内容を業務完了報告書として報告すること。

### ① 事業成果

- ・ 仕様書各項目別実施内容（実績報告や写真掲載など）
- ・ 販促資材の使用個数（シール枚数やその他資材）
- ・ 対応履歴（問合せ内容及びその対応について）
- ・ 実施結果及び結果から考えられる課題や総評
- ・ 年代別の課題と応募が少ない世代の応募促進につながる対応策
- ・ 全体総括 など

### ② 本業務における新たな課題，課題解決に向けた方策等

### ③ 製作物に係る電子データ（CD-RまたはDVD-R）

### ④ 消費者及び店舗アンケート結果及び集計結果

（CD-RまたはDVD-Rで，エクセル形式及びPDF形式）

### ⑤ その他，本業務に付随する資料で発注者から求められたもの

